

配偶者の税額軽減 ～配偶者がすべて相続が一番お得？～

相続の準備を始められた方からよく確認されるのが、「配偶者がすべて相続するのが、相続税がかからず一番お得ですよね」です。皆さんはその通りだと思われませんか？

実は、お得かどうかはよく調べてみないと分かりません。配偶者が相続する際には「配偶者の税額軽減」という優遇措置があり、確かにこの制度を利用すると例えば夫の相続（一次相続）の時は相続税がかからない、かかっても少額というケースが多いでしょう。ただお得かどうかを判断するのに注意したいのは、次の妻の相続（二次相続）の時の相続税がいくら位になるかです。配偶者の税額軽減の制度内容とともに、考え方を確認しておきましょう。

■配偶者の税額軽減とは？

相続により配偶者が取得した財産が下記①②のいずれか多い額まで相続しても、配偶者の相続税の負担は0円になります。 ①1億6000万円 / ②法定相続分相当額

具体例でみてみましょう。

Q. 遺産総額1億円／相続人：配偶者と子

配偶者が相続ですべての相続財産である1億円を取得すると相続税はかかりますか？

①1億6000万円

②法定相続分相当額5000万円

配偶者はいずれか多い額（このケースは①）まで相続しても相続税はかからない



A. 1億円を相続する配偶者には、相続税はかかりません

つまり、配偶者は最低1億6000万円までは財産を取得しても相続税がかからないといえます。なおこの「配偶者の税額軽減」は、相続税の申告をすることで適用できる制度です。相続税の申告書の提出が必要なことを見落としがちですのでご注意ください。

■妻の相続時（二次相続）で起きること3つ

二次相続時には、相続税について次の①～③が起きます。その結果、一次相続で配偶者が相続する割合を増やすほど、二次相続時の相続税が増えるケースが多いようです。一次相続では相続税は0円で得をしたはずなのに、二次相続時に思いがけず高額な相続税がかかってしまった、ということがないようにしたいですね。

①夫婦の財産が合算され、相続税の税率もアップ

一次相続は夫の財産のみですが、二次相続では夫の財産＋妻の財産

②基礎控除額がひとり分（600万円分）少なくなる

一次相続で相続人が3人の場合は4800万円、二次相続では4200万円

③配偶者の税額軽減の適用がない

■夫婦の相続では、二次相続までのシミュレーションを

税理士にシミュレーションを作成してもらい、一次相続・二次相続あわせての相続税の負担が少ない遺産の分け方を確認しておきましょう。また相続税の負担を減らすこと以上に大切なのは、残される配偶者が生活資金・介護資金等に不安なく暮らせるかです。ぜひご家族想いの相続を考えていきましょう。

（レインボーニュース2022年10月号掲載）

考えておきたい高齢期の過ごし方 ～考える2つのポイント～

子育てや親の介護、兄弟の援助などご家族のために尽くしている方は、ご自身のことを後回しにしがちです。ぜひご自身の高齢期の過ごし方も考えてみて下さい。考えをまとめておくと、遠方のご家族と顔をあわせる際にお話しやすくなるでしょう。

■高齢期の過ごし方、まず考えるべきは「住む場所」

「住む場所」ははじめに考えるべきポイントといえます。皆さんは最期をどこで迎えたいでしょうか。ご自宅とお考えの方も多いでしょう。ただ、ご自身の健康上の変化があった時や、ご自宅に一人暮らしとなった時、心配な事はないかも考えてみて下さい。例えば、お客様からお聞きする度に感じるのですが、高齢期のお一人暮らしでの転倒はこわいものです。もしご自宅で転倒して骨折してしまうと、歩けるようになるまで大変な思いをされますし、転倒して身動きが取れず助けを呼べない状態が続き、深刻な事態になったお話も伺います。

長年過ごしたご自宅を離れるとすると、候補のひとつとなるのは高齢者向け住宅でしょう。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など様々な種類がありますが、施設の良し悪しは実際に足を運ばないと分からないものだと思います。

高齢者向け住宅に入居したお客様から「とても快適なので見に来て」とお呼ばれたことがあります。その方はご家族の相続を機にお一人住まいとなり、ご自宅を売却し、ご自身で探した高齢者向け住宅へ入居されました。実際にお伺いしてみると利便性の良い立地でお買い物を楽しみ、スタッフの対応や設備も行き届いており安心できる環境でした。愛着ある自宅を離れることに抵抗があった方ですが、入居後の生き生きとしたご様子が印象的でした。高齢者向け住宅が候補になる方へは、お元気なうちから少しずつ考えてみてはとお話しています。

■やはり考えるべき「生活資金」

住む場所によって、かかる費用も変わります。いくらくらい必要になるのか、事前に考えておく必要があるでしょう。住む場所をどこにするかにより、誰に何を相続させるかといったご相続の方向性も変わってきます。高齢期の住まいもご相続に複合的にかかわってきますので、早めに考えはじめると良いでしょう。

生活資金を考えるとときにあわせて取り組みたいのが、お金を動かせるようにしておくことです。年齢を問わず投資が趣味の方は増えてきていますが、高齢期には投資を控えて動かしやすい現預金等で持つておくことをお勧めします。必要な時に利益と損失のどちらが出ているか分かりませんし、リバランスを定期的に行っていくのが負担になる時期もくるでしょう。もし認知症を患うと、売却できなくなる事態もあり得ます。資産の持ち方もぜひ考えてみて下さい。



相続税・贈与税の制度が変わります ～令和5年度税制改正大綱のポイント～

今回は、昨年12月16日に自民党から公表された令和5年度税制改正大綱の中から、相続税・贈与税の改正についてお話しします。おさえておきたいポイントは3つです。

■ポイント①暦年課税は、3年以内加算から7年以内加算へ

皆さんは、贈与財産の「3年以内持ち戻し」をご存知でしょうか。相続の開始前3年以内に、被相続人から暦年課税制度を利用して贈与を受けていた場合、この贈与財産は全て相続税の対象になるというものです。

今回の改正により、この持ち戻しの期間が延長されます。令和6年以降に行う贈与では、相続の開始前7年以内の贈与財産が相続税の対象となります。贈与をしても7年経たないと相続財産から切り離せず節税効果が得られませんので、増税といえるでしょう。

持ち戻しの際は、相続開始前4～7年までの贈与財産については、その4年間の贈与の合計額から100万円を控除することができます。1年毎に100万円を控除ではないので注意しましょう。

■ポイント②暦年課税の「持ち戻し」の対象者は変更なし

暦年課税の「持ち戻し」対象者については、今回改正はありません。法定相続人でない「孫」や「子の配偶者」などへの贈与は、今後も持ち戻しの対象外です。3年や7年以内の贈与でも持ち戻しはされませんので、変わらず効果的な節税対策として活用できるでしょう。ただし、相続人ではないけれど遺言などにより財産を取得する人への贈与は、持ち戻しの対象になります。「孫」や「子の配偶者」への贈与であっても、この点は変わらず注意しましょう。

■ポイント③相続時精算課税制度に110万円の非課税枠が新設

これまで、相続時精算課税制度は節税にはならないとされてきました。何年前の贈与だったのかに関わらずすべて「持ち戻し」の対象になり、相続税が課税されるためです。

今回の改正により令和6年以降の贈与について、相続時精算課税制度では基礎控除額2500万円とは別に、毎年110万円を控除できるようになります。110万円以下の贈与であれば、これまで手間だった都度の申告も不要です。

また相続税の対象として持ち戻しになるのも、この毎年110万円を控除した残額です。つまり毎年110万円は贈与税・相続税がどちらも非課税となりますので、今回の改正により令和6年以降の贈与では、相続時精算課税制度を利用した方が節税効果を得られる人が増えてくるかもしれません。

暦年課税と相続時精算課税のどちらを選択するとご自身にとって有利かは、専門家のアドバイスを受けながら正しく判断する必要があるでしょう。





(Information)

無料相談会・セミナー開催のお知らせ

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談

- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
 - ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、

ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス
「おうちで相続相談」を実施しています



お問合せはこちら

☎048-711-9183

10:00~17:30 (水曜定休)

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
まずはお電話を！

今後のセミナー開催のお知らせ 今秋開催予定

今年の秋口を目途に、
会場でのセミナー開催を予定しております。
詳細は決まり次第ご案内いたします。



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします！

お気軽にご相談・お問い合わせください♪

無料相談は随時承っております！

お問合せ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイペックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10:00~17:30 (水曜定休)

電話 **048-711-9183**

FAX 048-711-9151

<https://www.saitama-souzoku.jp/>

事務所は浦和駅西口
徒歩3分



エイペックスタワー浦和
オフィス西館3階

浦和駅西口より徒歩3分